

「信教の自由」を侵害する新型コロナウイルス対策のための特措法改正に反対する 宗教者緊急声明

2020/3/13 平和をつくり出す宗教者ネット

私たちは、日本国憲法第9条を守りつつ、あらゆる戦争を許さない平和をつくりだすことを願
い求め、共に祈り合う宗教者であります。

今、世界を揺るがす事態となった新型コロナ・ウイルス問題をめぐり、安倍晋三首相は、去る
3月5日、“緊急事態宣言”発令を念頭に入れた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改定の準
備について言明し、10日の閣議で国会上程が決定され、3月13日の国会で制定させようとして
います。国会審議においては、すでに1月28日より、新型コロナ問題に関連して、緊急事態条項
をもつ憲法の改定が一部国会議員たちによって言及されてきました。

かねてより自民党・与党によって提唱されてきた憲法改定案の一項目である「緊急事態宣言」
は、重大な問題をはらんでいることが指摘されてきました。総理大臣を中心とする内閣が国家の
緊急事態を宣言することにより、行政府が立法権をも独占してしまうならば、それは憲法秩序を
停止してしまい、重大な人権侵害と立憲民主主義の秩序を破壊してしまう恐れがあることを、戦
時下の日本やナチス・ドイツの歴史的経験から私たちは知っているのです。

この度の新型コロナ・ウイルスの感染拡大事態について、安倍政権が既存の法制度のもとに、
迅速かつ周到な対応を怠ってしまったことを省みず、いきなり「緊急事態宣言」の手段を選択しよ
うとする企ては、新型コロナ・ウイルス問題を奇貨としながら、憲法改定の意図まで含み持つ本
末転倒的な対応というほかありません。

私たちがとりわけ憂慮することは、もしも「緊急事態宣言」が総理大臣によって発動されれ
ば、都道府県知事に市民社会生活の広範囲にわたる行動を規制する権限が与えられ、自粛要請に
よって市民の外出が制限され（移動の自由を保障する憲法22条違反）、社会・教育施設などの使
用が制限されることが考えられます。それはまた、宗教者が状況を慎重に見極めつつも、自主的
に判断し、宗教活動を営むことさえ制約されることにつながり、「信教の自由」を侵害するもの
となりえます。

安倍政権は、1月末の段階において感染症法や検疫法の下でなしうる対応が後手に回り、さら
にクルーズ船（ダイヤモンド・プリンセス号）乗船者に対する対処や下船後の対応についても、適
切な政策を打ち出せず、結果的に感染拡大を引き起こす失策を繰り返してきました。

このような失敗を省みず、安倍首相は3月2日、参議院予算委員会にて「新型インフルエンザ等
対策特別措置法と同等の措置を講ずることが可能となる立法措置を早急に進める」と発言しまし
た。感染問題をめぐり、安倍首相は2月27日に、専門家会議での協議や関係省庁との慎重な検
討も踏まえることなく、科学的根拠もないまま、全国一斉休校「要請」措置を突然出すことによ
り、社会に大きな混乱をもたらしました。このような安倍政権がさらに緊急事態を宣言するこ
とに、私たちは大きな脅威と危険を覚えずにおれません。

さらに、去る3月1日の「3.1独立運動」記念式典の演説において、韓国の文在寅大統領は、日
本政府に「共に危機を克服しよう」と呼び掛けたにもかかわらず、その4日後、中国と韓国から
の入国を、何の外交的協議や専門家協議もなく一方的に制限する措置を発表しました。安倍政権
によるこのような非情・非礼なる措置は、悪化した日韓関係の改善に向けた配慮など一顧だにし
ない傲慢で排外的な対応というほかありません。

私たち宗教者は、日本も世界のどの国もが協力し合い、一日も早く新型コロナ・ウイルスの感染による災いを、互いの友愛と英知と希望をもって克服していく日を迎えることを心から祈願するものであります。

そして、この人類的危機に際して、むしろ立憲民主主義の秩序を揺るがし、「緊急事態」の名を借りた権力の集中と、人権蹂躪的統制へ道を開くことに対して断固反対するものであります。

2020年3月13日

平和をつくり出す宗教者ネット

事務局武田隆雄 090-1853-1446